

児童福祉法施行令

第35条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

(専門里親について必要な要件などを定める。)

<内容>

1 専門里親とは、2に掲げる要件に該当する養育里親であって、次の①から③までのいずれかに該当する要保護児童のうち、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下「(6) 里親関係」において同じ。(※)）がその養育に関し特に支援が必要と認めた者を養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをいう。

① 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童

② 非行等の問題を有する児童

③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

2 専門里親は、以下の①から③までの要件に該当する者とする。

① 以下のイからハまでのいずれかに該当すること。

イ 養育里親として三年以上の要保護児童の養育の経験を有する者。

ロ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者。

ハ 都道府県知事がイ又はロに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者。

② 専門里親研修（専門里親となることを希望する者が必要な知識及び経験を修得するために受けるべき研修であって、厚生労働大臣が定めるもの（告示。別紙2参照）の課程を修了していること。

③ 委託児童の養育に専念できること。

(※) ただし、①イについては、施行日前における里親としての経験を含むものとする。

児童福祉法

第34条の14 都道府県知事は、第27条第1項第3号の規定により児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、養育里親名簿を作成しておかなければならない。

第34条の16 この法律に定めるもののほか、養育里親名簿の登録のための手続その他養育里親に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

<内容>

1 養育里親名簿の登録事項は以下のとおりとする。

① 登録番号及び登録年月日

② 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

③ 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態